

別表六の二(十)

28欄及び41欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

各種所得金額		1	円	各連結法人の前期の合計	連結事業年度の合計	法人名 ( )
調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(2)}$		2				
取得価額の合計額 (別表六の二(十)付表「10」の合計)		3		工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)	22	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額		4		繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23	
税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$		5		調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24	
法人税額基準額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(2)}$	6		総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25	
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	7		当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26	
	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額	8		調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(十三)「44の②」)	27	
当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額		9		当期分の特別控除額の合計額 (26) - (27)	28	
調整前連結税額超過構成 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$				総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	29	
当期分の特別控除額 (9) - (10)		11		総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は(29) - (26)	30	
繰越税額	繰越税額控除限度超過額 (43)の計	12		繰越税額 平 . . . . . 連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(44)の①)の合計	31	
	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$	13		平 . . . . . 連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(44)の②)の合計	32	
法人税額基準額	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14		平 . . . . . 連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(44)の③)の合計	33	
	個別帰属額基準額の残額 (14)又は(14) - (9)	15		平 . . . . . 連 結 事 業 年 度 (各連結法人の(44)の④)の合計	34	
繰越税額	法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額	16		合 計	35	
	当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額	17		調整前連結税額超過構成額 平 . . . . . 連 結 事 業 年 度 (別表六の二(十三)「40の②」)	36	
算分	調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)} + (38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$	18		平 . . . . . 連 結 事 業 年 度 (別表六の二(十三)「41の②」)	37	
	当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19		平 . . . . . 連 結 事 業 年 度 (別表六の二(十三)「42の②」)	38	
当期分の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)		20		平 . . . . . 連 結 事 業 年 度 (別表六の二(十三)「43の②」)	39	
				合 計	40	
				当期分の特別控除額の合計額 (35) - (40)	41	
				法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (41)	42	
				各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算		
				連結事業年度又は事業年度	43	円
				前期繰越額又は当期税額控除限度額	44	円
				当期控除可能額	45	円
				翌期繰越額 (43) - (44)		外 円
				①		
				②		
				③		
				④		
				計	(17)	
				当期分	(5)	(9)
				合計		

P11参照

別表六の二十 平二十二・四・一以後終了連結事業年度分

○ 別表六の二（十）「28」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 1 号)	10071	「28」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 2 号)	10073	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 3 号)	10075	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 4 号)	10077	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 1 項(第 42 条の 9 第 1 項の表の第 5 号)	10079	

○ 別表六の二（十）「41」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
沖縄の観光振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10072	「41」の欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10074	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10076	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10078	
沖縄の金融業務特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第 68 条の 13 第 2 項	10080	